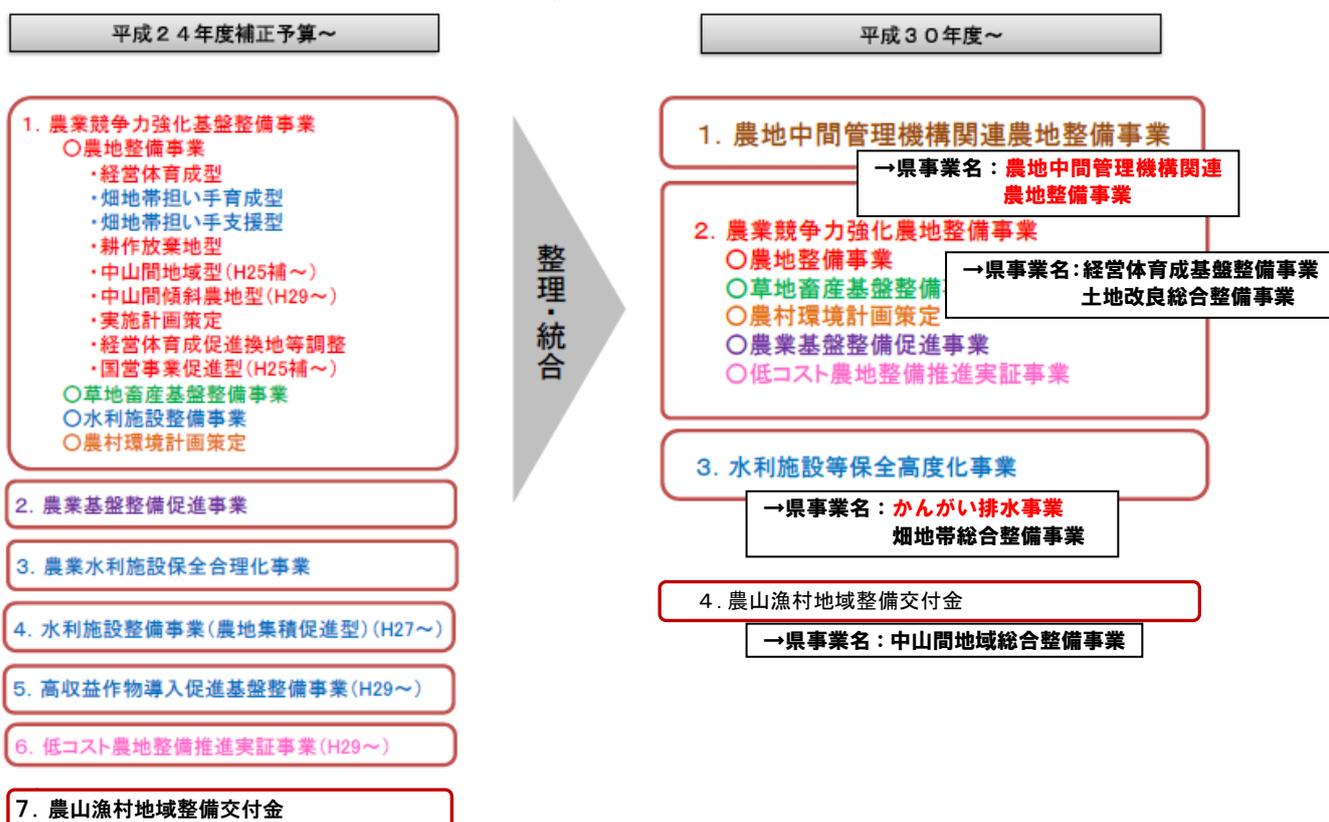


岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の改正について

1 改正理由

- 岩手県農業経営高度化支援事業は、これまで国の「農業競争力強化基盤整備事業」、「農山漁村地域整備交付金」及び「農村地域復興再生基盤総合整備事業」を活用し、県事業の「経営体育成基盤整備事業」、「畑地帯総合整備事業」及び「中山間地域総合整備事業」対象として、農地利用集積や担い手の確保・育成等を図るために実施してきたもの。
- 平成30年度新規採択に伴い、対象となる事業^(※)を追加するもの。
(※)「農地中間管理機構関連農地整備事業」及び「かんがい排水事業」を追加（いずれも県事業名）
- 併せて、国の事業再編に伴う要綱要領の制定及び改正による所要の整理を行うもの。

2 改正の概要（補助事業の整理・統合）



3 適用期日

平成30年7月20日から適用し、平成30年度事業から適用する。

4 国の事業実施要綱等(根拠)

- (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱・要領 (H30.3.30 制定)
- (2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 (H22.4.1 制定)
- (3) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱・要領 (H25.2.26 制定)
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱・要領 (H30.3.30 制定)
- (5) 水利施設等保全高度化事業実施要綱・要領 (H30.3.30 制定)